

東京都 女性が活躍するための「年収の壁」普及啓発セミナー

あなたにベストな働き方とは？
～制度を知って今後の働き方を考えてみよう～

2023/9/28

税理士・森田 貴子

社会の要請や社会の流れ、
税金などの制度を知ることによって具体的な手段を知り、

- ・これから、どのような働き方をしていきたいのかな？
- ・自分にとって大事なものは何かな？
- ・どのような姿になっていきたいのかな？

を考えるきっかけに。

年収の壁について理解を深めていただき、
これからのキャリアビジョンを
描いてみてください。

講師自己紹介

森田 貴子 - Takako Morita -

ユナイテッド・パートナーズ会計事務所パートナー、森田貴子税理士事務所代表
「自分軸(WILL)をもって輝く(SHINE)」株式会社ウィル・シャイン代表

1995年よりBig4外資系会計事務所(アーサーアンダーセン)等にて従事、税理士28年目。

1998年 税理士登録(東京税理士会麹町支部所属 登録番号 第87560号)

森田貴子税理士事務所開業(現)

2003年 ユナイテッドパートナーズ創業メンバーとして参画、現在に至る

2018年より東京コスモス電機株式会社(スタンダード市場)社外取締役(監査等委員)(現)

2023年 2007年より提供している女性のためのマネーサロンや経理塾をリニューアル。

新しい人生の一步を踏み出したい人を応援する起業や税金相談サロンとして再スタート。

MBA holder/Bond Business School(豪)

経済学修士/商学修士

あなたが期待している
本日のゴールを書いてみてください。(1分)

現時点での想いを言語化してみましよう。

そもそも、「年収の壁」とは何でしょうか？

年収の壁とは？

その金額を超えると税金や社会保険料が変わる金額です。
税金や社会保険料がかからないように、
年収を抑えようと意識される金額のボーダーラインです。

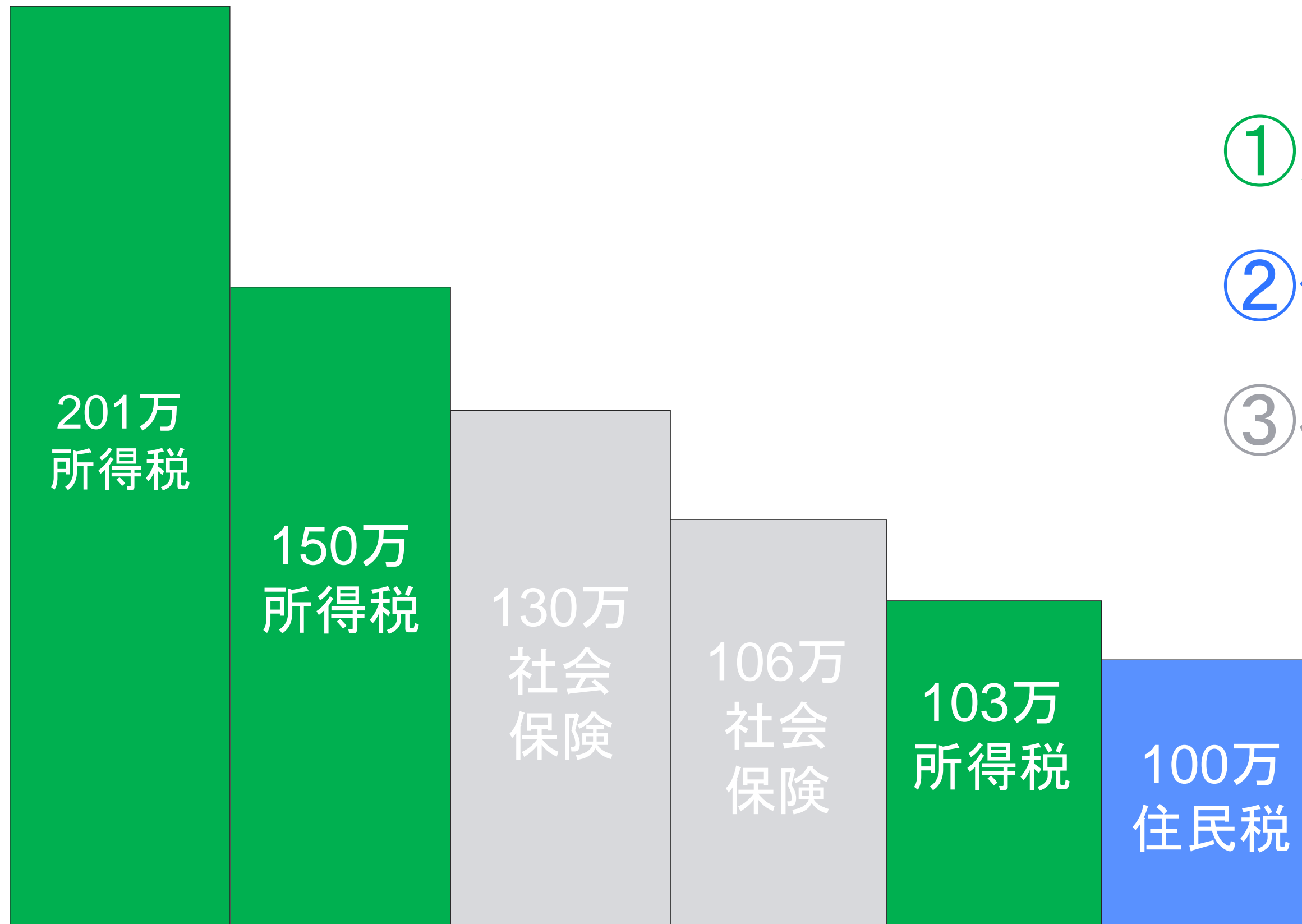
年収の壁には主として、
税制上の壁 と **社会保険上の壁**
の2種類あります。

「壁」には3つの分野があります

3つの分野

- ① 所得税（税金）
- ② 住民税（税金）
- ③ 社会保険料

主な「壁」の種類



① 所得税 (税金)

② 住民税 (税金)

③ 社会保険料

単位：万円

主な「壁」の種類

100万円 **住民税**課税(自治体により異なる)

(6) 源泉所得税

103万円 **所得税**課税
配偶者控除・扶養控除がなくなる

106万円 **社会保険**加入義務

(12) 社会保険料

130万円 **社会保険**扶養外れる

150万円 **所得税**配偶者特別控除段階的に減少
3万円~38万円

201万円 **所得税**配偶者特別控除がなくなる

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者		(1)		住所又は dwelling		氏名		[フリガナ]	
給	別	支払金額	給付所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉所得税額				
(2)	内	(3)	内	(4)	内	(5)	内	(6)	内
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く)	
(7)	有	(8)	円	特定	老人	その他	人	(10)	(11)
社会保険料の控除額		地租保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
(12)	円	(13)	円	(14)	円	(15)	円		
生命保険料の金額の内訳		(16)	円	全通商保険料の金額		個人年金保険料の金額		社会年金保険料の金額	
住宅借入金等特別控除の額の内訳		(17)	円	住宅借入金等特別控除(区分別)		住宅借入金等特別控除(区分別)		住宅借入金等特別控除(区分別)	
配偶者の氏名		氏名		配偶者の合計所得		(18)		旧扶養親族控除の金額	
控除対象扶養親族		氏名		氏名		氏名		氏名	

納税者の税金に影響がある情報
 (7) 控除対象配偶者の有無
 (8) 配偶者控除の金額
 (18) 配偶者の名前・合計所得

■ 年収の壁を一覧で(2023.6現在)

年収	妻の手取りに影響するもの			夫の手取りに影響するもの	
	住民税	所得税	社会保険料	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	かからない			受けられる	受けられない
100万円超	かかる	かからない			
103万円超	かかる		かからない	受けられない	受けられる
106万円以上			かかる場合あり(注)		
130万円以上			かかる(夫の扶養からも外れる)		
150万円超					
201万円超					

(注)短時間労働者は加入対象となる

100万円の壁

年収が100万円を超えると
一般的に**住民税**がかかります。

【事例】

近所のスーパーで働くAさんの手取り

○23区在住

○年収(給与収入)101万円

※スーパーでの給与収入のみ

※医療費控除などの所得控除なし

【所得割】

給与収入101万 - 給与所得控除55万円 = 給与所得46万円

給与所得46万円 - 基礎控除43万円 = 3万円

3万円 × 税率10% = 3,000円

【均等割】

特別区民税3,500円 + 都民税1,500円 = 5,000円

【住民税合計】

所得割3,000円 + 均等割5,000円 = 8,000円

【事例】

近所のスーパーで働くAさんの手取り

○23区在住

○年収(給与収入)101万円

※スーパーでの給与収入のみ

※医療費控除などの所得控除なし

Aさんの手取りは

100万2000円

となります。

103万円の壁

パートやアルバイトで給与収入がある人は、
年収が103万円を超えると一般的に**所得税**がかかります。

たとえば年収が110万円の
場合、103万円を超える7万円
に対して所得税がかかります。

年収110万円であれば所得税率は5%なので、3,500円(7万円×5%)の
所得税が発生し、この金額だけ手取りが減る計算です。

ただし医療費控除など、各種控除の適用を受けられれば、
年収が103万円を超えても所得税がかからない場合があります。

103万円の壁

【事例】

近所のスーパーで働くAさんの税金

○23区在住

○年収(給与収入)110万円

※医療費控除などの所得控除なし

【所得割】

給与収入110万 - 給与所得控除55万円 = 給与所得55万円

給与所得55万円 - 基礎控除43万円 = 12万円

12万円 × 税率10% = 1万2,000円

【均等割】

特別区民税3,500円 + 都民税1,500円 = 5,000円

【所得税】

110万円 - 103万円 = 7万円

7万円 × 税率5% = 3,500円

【税合計】

所得割1万2,000円 + 均等割5,000円 + 所得税3,500円 = 2万500円

【事例】

近所のスーパーで働くAさんの手取り

○23区在住

○年収(給与収入)110万円

※医療費控除などの所得控除なし

Aさんの手取りは

107万9,500円

となります。

106万円の壁

106万円の壁とは、社会保険料がかからずに済む金額のボーダーラインのひとつです。

厳密には月額賃金8万8,000円が基準ですが、一般的に年収106万円の壁と呼ばれます。

★2024年10月～改正

従業員数51人以上の企業が対象に。

社会保険の加入条件(短時間労働者)

- 勤務先の従業員数が**101名以上**
- 週の所定労働時間が**20時間以上**
- 月額賃金が**8万8,000円以上**(年間約106万円)
- **2ヶ月を超える勤務の見込みがある**
- **学生ではない**

※所定労働時間とは、就業規則や雇用契約書などで定められた勤務時間のこと。
実際の勤務時間ではありません。

※月額賃金:通勤手当や残業代などを含めない。

同じく社会保険の壁である130万円の壁では、通勤交通費を含めます。
通勤交通費の取り扱いを、混同しないように注意しましょう。

【事例】

近所のスーパーで働くAさんの社会保険料・税金と手取り

○23区在住

○年収(給与収入)106万円

※医療費控除などの所得控除なし

※東京都政府管掌

※標準報酬月額88,000

※40歳以上と仮定

※雇用保険は本計算上除く

【年間社会保険料】

健康保険料 62,412円

厚生年金保険料 96,624円

所得税・住民税(所得割) かかりません。

住民税(均等割)5,000円

Aさんの手取りは

895,964円

となります。

130万円の壁

130万円の壁とは、社会保険に関するボーダーラインのひとつで、家族の扶養に入れるかどうかの基準です。

年収が130万円以上だと一般的に家族の扶養から外れ、自分で社会保険に入らなければならないため社会保険料がかかります。

平均的には月々の収入が10万8,333円までであれば、年収130万円未満に収まります。

家族の扶養に入れる条件は、健康保険組合によって異なる場合があります。

臨時的に1ヶ月だけ10万8,333円を超えたただけであれば、扶養認定は取り消されないケースもあります。

家族の扶養に入る場合は、扶養認定の条件が具体的にどのようなになっているのか、家族の勤務先の規定をよく確認しましょう。

【事例】

近所のスーパーで働くAさんの社会保険料・税金と手取り

○23区在住

○年収(給与収入)130万円

※医療費控除などの所得控除なし

※東京都政府管掌

※標準報酬月額110,000円

※40歳以上と仮定

※雇用保険は本計算上除く

【年間社会保険料】

健康保険料 78,012円

厚生年金保険料 120,780円

所得税3,600円・住民税 14,500円

Aさんの手取りは

1,083,108円

となります。

150万円の壁

150万円の壁とは、税金に関するボーダーラインのひとつで、税金を計算する際の配偶者特別控除額が減り始める基準です。

自分の年収が150万円を超え、**納税者である配偶者の税金を計算する際に**配偶者特別控除額が減ると家族の税負担が増えます。

自分の年収が150万円以下であれば、**配偶者(納税者)の所得税の計算で38万円、住民税の計算で33万円**、それぞれ所得額から控除できます。

一方で150万円を超えた場合は、控除できる金額が減る仕組みです。

なお配偶者(納税者)の所得が1,000万円以上の場合、そもそも配偶者控除・配偶者特別控除が受けられない。

150万円の壁

【事例】

近所のスーパーで働くAさんの
世帯の手取り

○23区在住

○年収(給与収入)151万円

※医療費控除などの所得控除なし

	651万円(納税者500万円、配偶者151万円) 納税者+配偶者+子1人
年収合計金額	6,510,000
納税者 健康保険	290,772
納税者 厚生年金	450,180
配偶者 健康保険	89,364
配偶者 厚生年金	138,348
社保合計	968,664
納税者 所得税	81,600
配偶者 所得税	12,800
所得税合計	94,400
納税者 住民税	170,300
配偶者 住民税	32,600
住民税合計	202,900
控除合計	1,265,964
手取額	5,244,036

201万円の壁

201万円の壁とは、税金に関するボーダーラインのひとつで、税金を計算する際の配偶者特別控除額がゼロになる基準です。

年収が201万円を超えると、**納税者である配偶者の税金を計算する際の配偶者特別控除額がなくなり税負担が増えます。**

年収が150万円を超えると、年収が増えるほど配偶者の税金の計算で引ける配偶者特別控除額が小さくなっていきます。201万円に達すると、配偶者特別控除額がゼロになる仕組みです。

配偶者特別控除の適用を受けるためには、年収を201万円がボーダーラインとなるため、201万円を年収の壁と呼ばれています。

201万円の壁

【事例】

近所のスーパーで働くAさんの
世帯の手取り

○23区在住

○年収(給与収入)202万円

※医療費控除などの所得控除なし

	754万円(夫552万円、妻202万円) 夫婦2人+子1人
年収合計金額	7,540,000
夫 健康保険	282,000
夫 厚生年金	516,060
妻 健康保険	102,000
妻 厚生年金	186,660
社保合計	1,086,720
夫 所得税	137,000
妻 所得税	28,800
所得税合計	165,800
夫 住民税	244,100
妻 住民税	64,000
住民税合計	308,100
控除合計	1,560,620
手取額	5,979,380

給与シュミレーション納税者+配偶者 40歳以上

	600万円(納税者500万円、 配偶者100万円)	606万円(納税者500万円、 配偶者106万円)	630万円(納税者500万円、 配偶者130万円)	651万円(納税者500万円、 配偶者151万円)	702万円(納税者500万円、 配偶者202万円)
	納税者+配偶者	納税者+配偶者	納税者+配偶者	納税者+配偶者	納税者+配偶者
年収合計金額	6,000,000	6,060,000	6,300,000	6,510,000	7,020,000
納税者 健康保険	290,772	290,772	290,772	290,772	290,772
納税者 厚生年金	450,180	450,180	450,180	450,180	450,180
配偶者 健康保険	0	62,412	78,012	89,364	120,564
配偶者 厚生年金	0	96,624	120,780	138,348	186,660
社保合計	740,952	899,988	939,744	968,664	1,048,176
納税者 所得税	100,400	100,400	100,400	102,500	139,200
配偶者 所得税	0	0	3,600	12,800	27,800
所得税合計	100,400	100,400	104,000	115,300	167,000
納税者 住民税	208,300	208,300	208,300	208,300	241,300
配偶者 住民税	0	5,000	14,500	32,600	62,000
住民税合計	208,300	213,300	222,800	240,900	303,300
控除合計	1,049,652	1,213,688	1,266,544	1,324,864	1,518,476
手取額	4,950,348	4,846,312	5,033,456	5,185,136	5,501,524
前年収の壁との増減額		-104,036	187,144	151,680	316,388
100万円の壁からの増減額		-104,036	83,108	234,788	551,176

整理すると

1. 壁を超えると**負担（税金・住民税、社会保険）が増える壁**
2. 壁を超えると**家族手当（一部企業）などもらえなくなる壁**

※ポイントは

**誰の所得（自分か配偶者か）で判断して、
誰の税金が増えるのか、
誰がメリットを受けられないのかを理解すること**

①

国の動向を知る

②

なぜ今、年収の壁を考えるのか？

③

将来必要額からの逆算によって現在地を確認

■ 年収の壁、今後の見直しについて

年収の壁対策として制度見直しも検討される見込み

年収の壁を意識して働くと収入が十分に増えません。

それだけでなく近年の日本では、高齢化により労働人口が減少しており、人手不足の問題が生じています。

年収の壁を意識して働く人が、収入や労働時間を気にせずに働けるようになれば、人手不足の解消につながる可能性があります。

このような状況を改善するため、年収の壁に対策を講じる可能性を岸田首相が明言しました。

具体的な対策は未定な部分もありますが、今後は年収の壁を超えても税金や、社会保険料が増えないよう制度改正が行われる見込みです。

政府による年収の壁対策は2段階

①2023年10月からの時限的対策(新聞報道等)

- 年収106万円の壁
助成金制度新設
手取りが減少しないよう賃上げや勤務時間を延ばす計画を作成した企業へ1人最大50万円
- 年収130万円の壁 年収130万円を超えても、連続2年までなら扶養にとどまれる

②2025年に向けて今年9月21日に社会保障審議会(厚生労働省の諮問機関)年金部会が開かれ抜本的な対策の議論

- 21日は106万円、130万円の年収の壁について検討
- 2024年の財政検証を踏まえ、改正の方向性が検討

厚生労働省
からの
お知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組^(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

(※) ・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとし
ても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

また、具体的な内容などは、今後所要の手続きを経た上で、公表していく予定です。



年収の壁に関する
厚生労働省HPは
こちら



厚生労働省
からの
お知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組^(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとし
ても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。

- ▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。
また、具体的な内容などは、今後所要の手続きを経た上で、公表していく予定です。



年収の壁に関する
厚生労働省HPは
こちら



国の具体案 9月27日に厚生労働省が報道発表した資料

「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上追加支給（社会保険適用促進手当）	1年目 20万円
② 賃金の15%以上追加支給（社会保険適用促進手当） 3年目以降、③の取組を行う	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

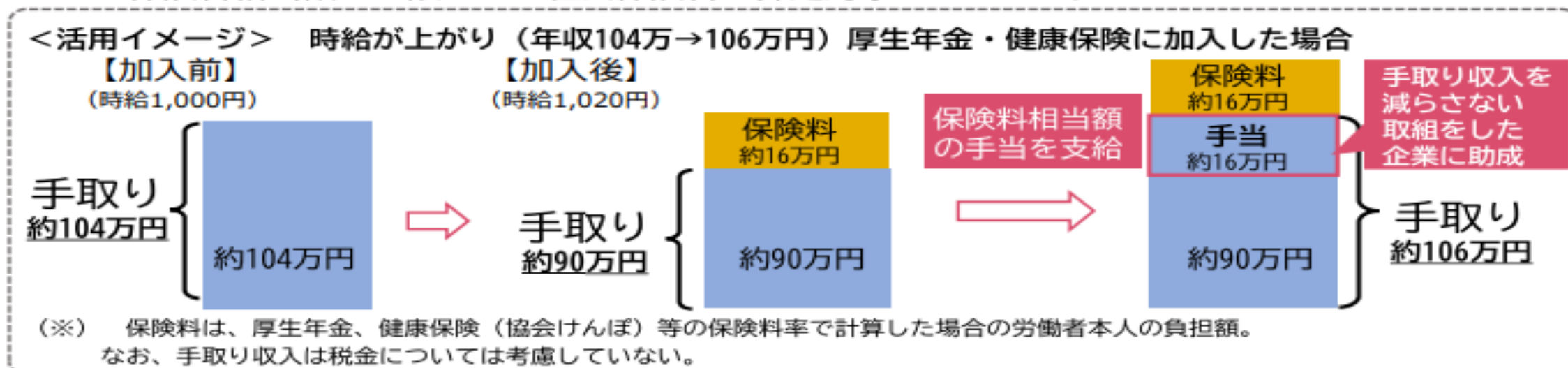
週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

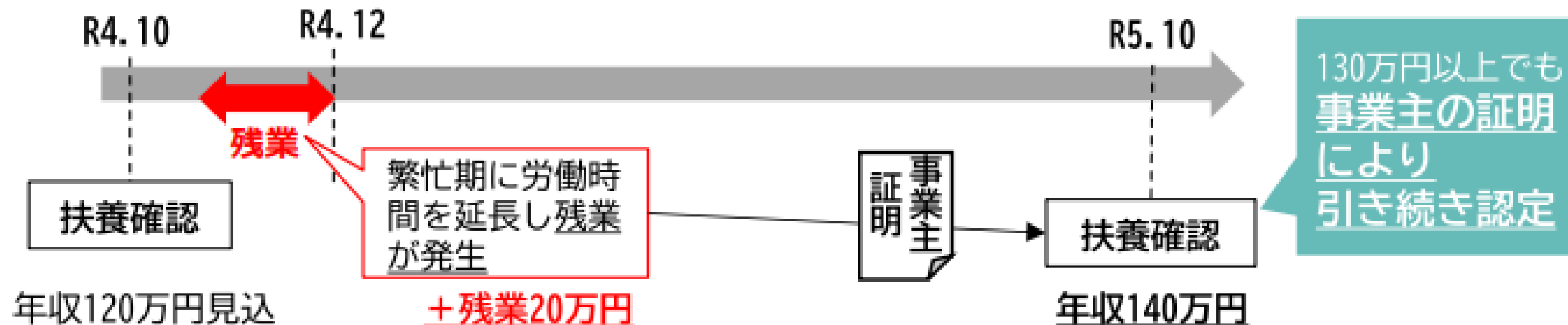


国の具体案 9月27日に厚生労働省が報道発表した資料

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合

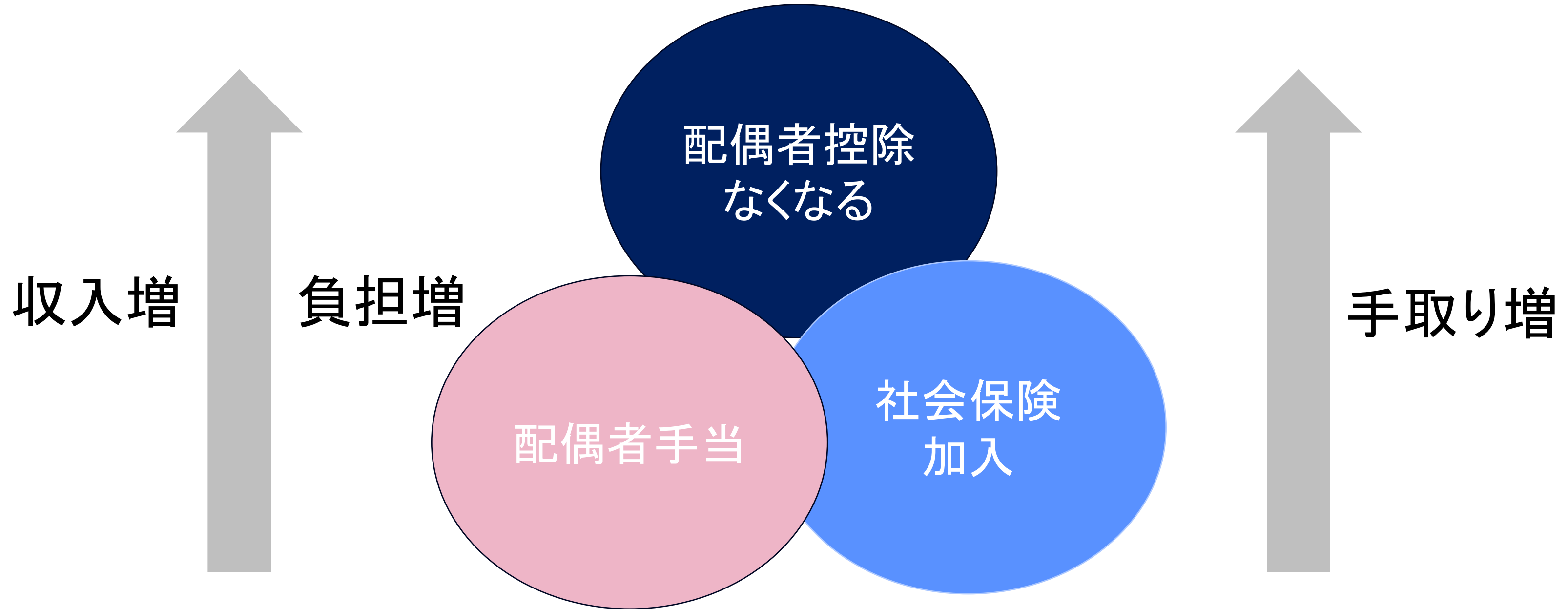


配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表します。

制度を聞いて
シンプルにどのように思われましたか？

対策はどうすればいいのですか？



■ 国の動向からなぜ今「年収の壁」を考えるのか？

なぜ、今「年収の壁」を考えるのか？

人生をつくる入口として、今後の働き方を、
今一度見直すきっかけにさせていただきたいと思っていますからです。

自分らしく生きる
自由な決断と選択ができるよう

お金に関して自立とマネジメン
トしていきましょう！



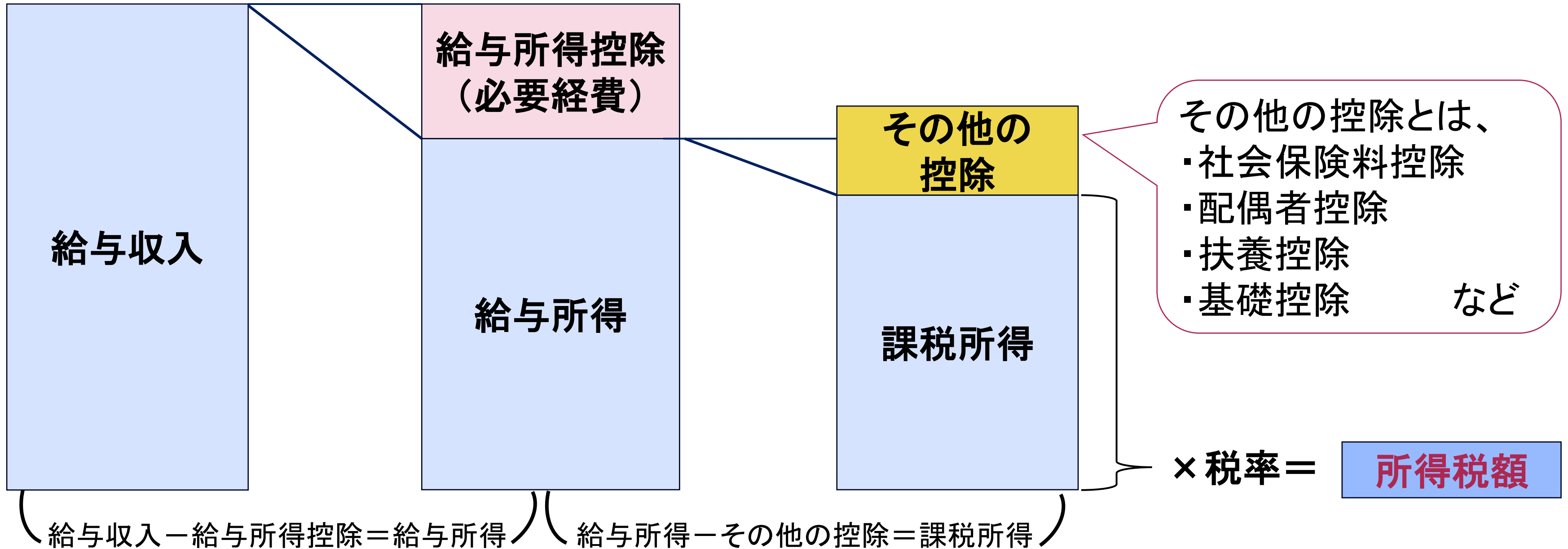
税金は次のように計算されます。

所得の種類は10種類

所得の種類 (損益通算)	内容	計算方法
利子所得	預貯金や公社債の利子、公社債投資信託などの収益分配金に係る所得	収入金額
配当所得	株主・出資配当や株式投資信託などの収益分配金に係る所得	収入金額－借入金の利子
事業所得 (○)	事業を営んでいる人のその事業から生ずる所得	総収入金額－必要経費
不動産所得 (○)	土地や建物などの、不動産の貸付けなどによる所得	総収入金額－必要経費
給与所得	給与所得者などが勤務先から受ける給料、賞与などの所得	収入金額－給与所得控除額
退職所得	退職により勤務先から受ける退職手当や、一時恩給などの所得	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2
譲渡所得 (一部○)	土地、建物、ゴルフ会員権などの資産を譲渡することによって生ずる所得	総収入金額－(所得費＋譲渡費用)－特別控除額
山林所得 (○)	山林を伐採したり、あるいは立木のままで譲渡することによって生ずる所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
一時所得	営利目的の継続的行為以外で、役務や資産の譲渡の対価でもない一時的な性質の所得、例えば生命保険満期金	総収入金額－その収入を得るために支出した金額－50万円
雑所得	公的年金等、原稿料、講演料など、他の9種類の所得のいずれにも当たらない所得	公的年金等：収入金額－公的年金等控除額 その他：収入金額－必要経費

給与から所得税が算出されるまで

■ 所得税額の算出方法



注: 給与収入以外の収入や、住宅ローン控除はないものとする

※資料: 執筆者作成

所得税の税率(累進課税)

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

働く女性が就業調整することには、メリットとデメリットがあります。この両方を知っておきましょう。

就業調整のメリット

- ・納税等の負担がかからない。
- ・保険料の負担なく国民年金を受給できる可能性がある。
- ・夫の手取りが、配偶者控除により増える可能性がある。
- ・夫の会社から配偶者手当が支給される場合もある。

就業調整のデメリット

- ・収入に制限がある。
- ・将来の年金が少ない(厚生年金の対象にならない)。
- ・勤務先が見つかりにくいことがある。
- ・キャリアアップに繋がりにくい可能性がある。
- ・職場でのチャンスを逃してしまう可能性がある。
- ・自身の加入で受け取れる失業手当金、育児休業給付金、傷病手当金などが受け取れない。

将来の年金について

メリット

配偶者の扶養に入っている第3号被保険者が将来受け取るのは、国民年金（老齢基礎年金）です。

扶養から外れて自分で厚生年金に加入すれば、ここに老齢厚生年金が上乗せされることになります。

扶養ではない場合

老齢厚生年金

老齢基礎年金

扶養内の場合

老齢基礎年金

キャリアアップに繋がりにくい点や
職場内でのチャンスを逃してしまう点について

キャリアアップの観点から

就業調整をして「壁」を意識すると、自身のキャリアアップや職場内での昇進を逃すことに繋がることがあります。

ご自身の人生において、本当にそれを選択することが良いことなのか今一度考えてみましょう。

働き方を今一度検討する機会にしませんか？

考えてみましょう

将来の年金額

物価高で生活
水準を保てる
のか？

将来のための
キャリアアップ

皆さんの老後にはいくらぐらいのお金が必要だとイメージできましたか？

将来必要額から逆算すると...

世帯の安定収入の重要性～将来から逆算する



貯蓄率は資産形成ベースに直結する

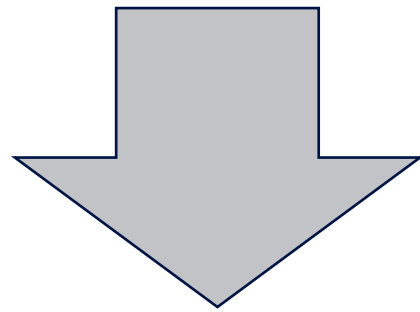


本日のセミナーを受けてあらためて考えてみましょう。

今後どのようなキャリアを重ねていきたいですか？
どのような働き方をしていきたいですか？

社会の流れ

- ・年収の壁以外の制度の改正による世帯手取りの減少
- ・物価高
- ・労働力不足
- ・女性活躍推進



その様な時代において
自分はどのように働いていきたいか・・・

大切なことは、

- ・国が税制をどのように改正したとしても、
- ・「みなし税金」と称される社会保険の仕組みをどう改正したとしても、
- ・勤務先が配偶者手当を変更したとしても、
- ・私たち自身が素早く立ち回り、
- ・世帯の可処分所得を最高可能限度にキープし続けること。